
◎開 会

委員長 ただいまから平成22年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田委員にお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めますが、本日の議題は、議案4件、報告が1件ございます。

◎松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

委員長 議案は47号からですが、事務局の担当者の関係で、議案第49号を最初にご審議いただきたいということでもあります。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第49号「松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

スポーツ課長 では、議案第49号の「松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明を申し上げます。

今回、松戸市スポーツ施設条例の一部を別紙のとおり改正いたします。

提案理由といたしましては、ゆめ半島千葉国体終了に伴い、国体推進事務局の仕様変更に合わせて、武道館並びに体育館等の一部の部屋の名称並びに使用料の利用実態に沿って整備するためでございます。

6ページ目のほうに、現行と改正というふうな形で表に示してございます。先ほども説明しましたように、今回、特に国体が終了しまして、その後の部屋を有効活用し、市民の方に利用していただくということを趣旨といたしまして、また、同時に、運動公園内の各施設の今まで懸案であった内容とか、それからあと、わかりやすくするとか、そういう意味で、一緒

に今回改正する条例を制定するものでございます。

まず初めに、プールにつきましては、それぞれ午前、午後というふうな枠組みで貸し出ししていたものを、1時間単位で貸し出しをするという形で、わかりやすくということにいたしました。

次に、運動公園武道館の多目的室1、2、これは今まで多目的室につきましては1と2というふうな区分がございませんでしたので、これを1、2というふうな表示をいたします。この料金の関係については、変更はございません。また、多目的室の1、2の専用使用料については、1室1時間という表示をさせていただきます。会議室、和室もこれと同様でございます。

次に、運動公園野球場でございますが、野球場につきましては、今まで一般使用の単位の金額しか表示をしておりませんでしたけれども、体育館並びに陸上競技場については、小・中学生の使用についての減免措置がございますので、その辺のことを他の施設と合わせるということで、小・中学生1面2時間1,400円、3分の1ということで表示しております。

続きまして、運動公園体育館の小体育室1、2、これについても、今まで表示がなかったので、1と2にわかりやすく分けました。普通使用料の料金等は変わりません。8ページ上のほうですが、多目的室1、2、これも同様でございます。

続きまして、運動公園体育館の小体育室1、2の専用使用料、これは2時間2,100円は変更はございません。1、2という表示にいたしました。2のほうは実際に部屋が小さいので、これは半額ということにいたしました。

次に、その下の体育館多目的室1、2の専用使用料につきましては、新たにこういう表示をさせていただきます。なお、付帯設備として電光表示板がございましたが、バレーボールの得点表示が、ルールの改正によって、現在設置しているものが使用できなくなりましたため、削除いたします。

最後に、運動公園陸上競技場でございますが、陸上競技場は、条例上、今までトラック・フィールドを別々に貸し出しをすることが可能でしたが、トラック・フィールドを別々にほかの種目で貸すというのは現実的ではなく、安全面でも問題があることから、トラック・フィールドを一緒に貸し出すということにいたしました。

そして、今まで全面貸し、フィールド・トラックというふうな形の区分の貸し出しを、トラック・フィールドを一つにしまして、そのほか、附属の部屋、本部室、それから選手の控室、これを新たに設置いたしました。

この料金の設定ですが、午前、午後、これは4時間ずつですけれども、野球場の屋外施設の金額と同様にいたしました。

なお、全面貸しで、そのほかの付属施設、放送設備、写真判定設備がございますが、それをトラック・フィールドの専用貸し、本部室、控室を合計した場合は、旧の現行の全面貸しよりも金額は少し低くなっております。その辺のところは配慮させていただきました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第49号についてのご説明は、ただいまのとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

山田委員 実質的に変わったこと、表記の仕方を整理されたところは結構なんですけれども、値段が変わったところはありませんでしたか。そこだけもう一回。

スポーツ課長 では、実質的に変わった部分ですね。

野球場が、今まで、7ページ中段、左側に野球場1面2時間4,200円と書いてございますが、これを2段書きにしました。小・中学生を1,400円というふうな表示でございます。

あとは体育館の多目的室、8ページの中段、松戸運動公園体育館、これを新しく小体育室、小体育室の2というふうに2つになりましたので、今まで1つしかなかったものを2つに増やしました。これは国体を実施するときに、1部屋、器具庫というふうな、それからあとは器具点検とか、そういう形に使った部屋を今度一般貸しにするということでございます。

それから、多目的室、その下のところですが、多目的室1、2と、これも2つに分けました。

それと、陸上競技場、9ページ、金額が変わっております。全面貸しというのが実質的になくなりましたので、現行のほうの全面貸しというのはなくなりまして、現行のフィールド・トラックを足して、今回の改正の形にしております。

山田委員 全面貸しになったということでいいですか。個別貸しをなくして全面貸しにしたということで。

スポーツ課長 はい、そうです。

山田委員 言葉としての全面は使わなくしたということですか。

スポーツ課長 はい、そうです。

それで、全面貸しの中には、今までは本部室とかそういう施設、それからあと写真判定機とかそういうものも全部含まれていたんですけれども、今度はそれは別に料金設定をしたと

ということでございます。そのほうが、種目によっては写真判定機を使わない種目もございますので、その辺を配慮したということでございます。

山田委員 ごめんなさい、わかりました。わかりましたというか、これは、そうすると、この部分は、ずっと専用使用料、トラック・フィールド全面のところ、もともと一般のアマチュアスポーツの場合は午前が1万4,170円だったのが、8,400円になったんですね。そのかわり、別貸しのところが何かあるんですか。別に費用がかかる。

スポーツ課長 10ページのところに、放送設備と写真判定設備。

山田委員 写真判定。そうすると、ここは大幅に値下げをしたと。

スポーツ課補佐 今まで全面貸しで一律で貸していたものを細分化しまして、本部室、控室、それから写真判定設備とかいろいろ細かく分けて、中には必要のないものを、全面貸しの中でも必要のないものは別に借りなくてもいいというような。

山田委員 そうすると、足し算してもそれより少ないので……。

スポーツ課補佐 ほぼ同額よりちょっと下がると。

山田委員 同額までぜんぜんいかないと思うんですけども、要は値下げしたという理解でいいですか。違うんですか。細分化ですか。

スポーツ課補佐 値下げというほど下がるてはないかと思うんですが。

山田委員 あ、そうですか。8,400円と210円と210円と……。

生涯学習本部審議監 210円というのは1時間です。

山田委員 1時間だから。なるほど、わかりました。

委員長 大きく分けると、この条文の文言の修正は、今回は一つもありません。別表の修正ということですね。

スポーツ課長 はい。

委員長 別表の修正も、今まであったものを細分化するやり方のものと、逆に細分化されていたものをもう少しまとめたという2つの方法で改正する。そういう見方でよろしいですね。

特に、プールについては、時間で割ったらこうなるということで、そう変化はないですね。あと丁寧になったのは、部屋の貸し出しについては、1室幾らと、あるいは1人幾らというのかなりはっきり表示されたという点がありますね。

ところで、運動公園の使用料、体育館の使用料については、小体育室1、2、多目的室1、2と区別して時間単位を書いておりますが、これは1室のつもりなのか1人のつもりなのかという点については明示されていません。それは1室というつもりなのでしょうね。

スポーツ課長 はい。

委員長 ほかのところと同じように、1人と1室をわかりやすく注記されたほうが使いやすいと思いますが、いかがでしょうか。

スポーツ課長 普通貸しと専用貸しという形で細分になりまして、専用貸しのところに時間で幾らというふうなことで。

委員長 なるほど、そういう分類ですか。それがわかるまでがちょっと時間がかかりました。

全体として利用者にとって特に不利益になるというようなところはないようですね。使う人の立場で使いやすいような仕組みをつくっていただくというのは基本でしょうね。

山田委員 参考までに、すみません。

これで、柿の木体育館とかあちらとの値段というのは大体同等なんでしょうか。あと類似が何かあるか。

スポーツ課長 柿の木台体育館は、もともと当初、建設をしたときに高目に設定しておりましたので、今回はその金額を合わせるということはしておりません。

山田委員 いいえ、合わせなくていいんですけれども、幾らぐらいなのかなと、これと、今回の見直しをされるのは。

スポーツ課長 100円違います、個人貸しで。

山田委員 ああ、そうですか。

瀧田委員 これは実際の実施はいつになるでしょうか。

スポーツ課補佐 来年の4月1日からです。

瀧田委員 4月1日にこういうふうになるんですね。そうですか。やはり実際に借りる人は、変わったということを知らないので、よくご案内していただきたいと思います。

スポーツ課補佐 ただ、システム上、2月1日から予約ができますので、その前からお知らせしまして。実際は4月1日からとなります。

瀧田委員 わかりました。実際に国体の事務局だったところはどのような名称になりましたか。

スポーツ課補佐 トレーニング室となります。地下にあったものを……

瀧田委員 地下にあったものを上に持ってきたのですね。

スポーツ課補佐 そうです。

瀧田委員 トレーニング室という名前になって、それで地下のトレーニング室はどうなったんですか。

スポーツ課補佐 多目的室として使いたいと考えております。

瀧田委員 実際に使う人は、多少戸惑うと思いますので、明示がはっきりされるようにしていただきたいと思います。2月に一般の人たちが利用する前に、そういう明示をはっきりしておいていただく必要があると思います。

私たちはよく知っていますし、職員の人は自分の家みたいによくわかるんですけども、ほかから来たり、それから1年ぶりにいろんなイベントのために来たりする人にとっては大きな違いになりますので、明示の仕方ははっきりしていただきたいと思います。

金額的には問題ないでしょうし、むしろ、細分化されて、使わないものはお金は要らないということですね。使うものに関しては、いろんな部屋をまとめて借りるということではなくて、使わないところは使わないということをはっきりするということですね。

トラック・フィールドの一括は当然と思います。団体に借りているときは、トラックもフィールドも必ず両方使いますからね。それはそういう明示になってよかったと思います。私は、市民の立場に立ってお聞きするものですから、その変わった時点で明白にわかるようにしていただきたいと思います。

委員長 ちなみにこの松戸市スポーツ施設というのは、利用率というのはどういうものなんですか。かなり利用されているんですか。

スポーツ課長 施設的には、それぞれかなり違います。実際に体育館はもう大変人気がありまして、陸上競技場については、やはり使う競技が限られておりますので、どうしても芝生の管理とかそういうこともありますので、だれでもすぐ借りられるというものではなくて、あくまでも大会を優先にしておりますので、そういう意味ではちょっと少ないかなと思います。野球場についても、平日の日中の使用がやはり少ないということでございます。野球場については、最近是小・中学生の教室みたいな形でやっているケースが増えてきましたので、少し利用率が上がってきているというところでございます。

委員長 ありがとうございます。

瀧田委員 今の利用率のことでちょっと関連してお聞きしたいんですけども、一般の市民がイベントなどで利用する日は駐車場が足りないときが多いと思います。ちょっと離れたところに1つありますが、それでも足りなくて、公園中に駐車していますね。それによって事故とか何か不測のことが起こるということは今までなかったでしょうか。

スポーツ課長 特に事故については聞いておりません。ただ、公園を散歩されている方たちからすると、大変苦情もやっぱりあります。

瀧田委員 そうでしょうね。やっぱり圧倒的に駐車場が少ないですからね。特に夏のプールの

ときとか土日とかは、利用率は高いと思いますけれども。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、これをもって、議案第49号に関する質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第49号を採決いたします。

議案第49号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第49号は原案どおり決定いたしました。

どうもありがとうございました。

◎平成22年度12月教育費補正予算について

委員長 それでは、次第の順序に戻ります。

議案第47号「平成22年度12月教育費補正予算について」を議題といたします。

ご説明願います。

企画管理室長 それでは、「平成22年度12月教育費補正予算について」ご説明申し上げます。

資料のほうを確認しながら説明したいと思います。1ページ目が表題でございます、2ページ目、表紙になります。3ページ目が、歳入に関する補正予算でございます。4ページ目が歳出の補正予算の全体、それから5ページ目がその歳入歳出の財源の表でございます。

説明は6ページからさせていただきます。

補正の件数は全部で3事業ございますが、まず、こちらの6ページの補正事業は、学習指導事業でございます。補正する歳出予算については2,018万6,000円で、補正の理由は、平成23年4月から松戸市版小学校英語を実施いたしますので、これは4月までに間に合わせる必要があるため、小学校用ICT教材の開発作成を行うため要求するものです。

次に、資料の7ページをお開きください。

こちらの補正事業は、小学校要保護及び準要保護児童就学援助費でございます。補正する歳出予算については182万5,000円で、補正の理由は、就学援助、特別支援就学援助費の認定者が当初の見込み人数より増加したために補正するものでございます。この事業は、歳入予算で国庫補助金の要保護児童就学援助費補助金を5万1,000円、特別支援教育就学奨励費補

助金を24万1,000円、合計29万2,000円の歳入補正をあわせて行います。

次に、資料8ページをごらんください。

中学校要保護及び準要保護生徒就学援助費でございます。補正する歳出予算については272万1,000円で、補正理由といたしましては、先ほどの小学校と同様でございます。就学援助、特別支援就学援助費の認定者が増加したために要求するものでございます。歳入予算で国庫補助金の要保護生徒就学援助費補助金を13万9,000円、特別支援教育就学奨励費補助金を52万6,000円、合計の66万5,000円の補正もあわせて行うものでございます。

説明は以上でございますが、ご質問に対しましては担当課からお答えさせていただきたいと思っております。ご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第47号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

最初に、いただいた資料の4ページと5ページの数字についてお尋ねします。

4ページの補正要求額は合計で2,230万3,000円となっています。5ページのほうでは、補正のところが2,568万9,000円となっています。その数字を基本に、改正前、改正後が、4ページと5ページでは数字の合計額が異なります。それをどういうふうに見たらいいのかということをご説明願えますか。

質問の要点は、4ページの補正前の額、トータル1億5,728万1,000円、補正要求額2,230万3,000円、補正後の額1億7,958万4,000円です。それと5ページの財源内訳表の合計の数字が違うのはどこから来るかということが質問の内容です。

つまり、教育費の個別細目の金額が一緒なのに合計のところだけが違うというのは、何か理由があるのかということです。

企画管理室長 これは理由がございません。4ページの合計額が間違っておりまして、5ページの合計額が正しいものでございます。

委員長 ということですね。

企画管理室長 大変申しわけございません。

委員長 いいえ。わかりました。

それからもう一つは、同じ4ページでいいんですけども、小学校費、中学校費、教育振興費の中身として、小学校の人数がここに出ています。小学校、要保護及び準要保護児童就学援助として、当初見込み数から決算見込み数、小学校がプラス47、それから中学校のほう

がプラス22人です。この表だけで見ますと、小学校の人数が多いのに、要求額では中学校のほうが多いという結果になっています。これ何か理由がありますか。単価が違うわけですか。

学務課長 中学校のほうが単価が大きいということで、そういうような関係になっています。

委員長 わかりました。単価については規定上の根拠があるわけですね。

学務課長 はい。

瀧田委員 これ、去年に予算を組んだときに、準要保護世帯について少し低目に抑えていたような気がしたんです。それで質問申し上げたら、収入の基準額が少し高くなっているんで、該当する児童が少なくなるだろうと、準要保護の家庭が少なくなるだろうという見込みのもとに、少し予算をその前の年より減らした金額で要求していたと思うんです。この時代で少なくなることはないと思っていたんですけども、補正で組めばいいというお考えだったのか、見込み違いとも思えます。この補正金額で十分なのでしょうか。

学務課長 ご指摘のとおり、読みが甘かったというふうに反省しているところでございます。この補正の要求額については、補正ですので、これで足りなかったら大変なことになってしまいますので、多少上乘せして多く見積もって補正要求はしております。

ここ数年、就学援助、準要保護については認定者が下がっていた傾向がございまして、どうしても失業等になると、就学準要保護ではなしに要保護のほうに回りますので、かえって準要保護が一見減っていくというふうな予測もありまして、多少減らして予算を要求したところ、それに追いつかないほど失業が増えたと推測しております。

瀧田委員 要保護、準要保護ともに増えていますからね。

学務課長 ちょっと予想を上回る状況でございました。

瀧田委員 厳しい現実だと思います。

川村委員 単純な質問で。

4ページ、教育総務費の中の内容のところですが、「5年間英語」を平成23年4月から5、6年が完全実施に入っていきますが、6年生とのかかわりはどうなのでしょう。

指導課長 6年生の分においては、正確に申しますと、23年度に作成の準備を1年間かけて行います。ただ、来年度も恐らく小学校5年生用の新しいものを同じように使いたいと、そのものでもいいから使いたいという希望が学校としては多くなるだろうということで、来年度につきましては、現在使っているICT教材をそのまま使う6年生の学校と、それから5年生に新しくこの補正予算でつくるDVDを使うという学校とに分かれると、そのように考え

ております。

川村委員 わかりました。

山田委員 関連なんですが。

今のもともと見ていた9,200万に2,000万円を補正するという内容は、上積みする内容というのは、実際、内容が、詳細が詰まってきたら、テキストかDVDかで、要は単価が上がったということでもいいんですか。もともと見ていた9,000万からの2,000万の上積みという理由。

指導課長 お答えします。

このもともとの9,232万と申しますのは、この「5年間英語」だけではなくて、ほとんどそれ以外のものにかかわる経費でございます。「5年間英語」につきましては、昨年度は、ご承知のように、指導課のほうで指導主事が中心となって、ほぼ経費ゼロである教材はつくったわけですが、本年度と申しますか、来年度の小学校5年生用は、大西先生のチーム自体にかかわるお金ですとか、それから大西先生の委託の部分のお金ですとか、あるいは、要するに今度つくるDVDというのは、実はスタジオ入りしてプロを雇ってつくるものですので、そういう経費が大分、それからテキストも、これまでのようにLANで流して各学校で起こしてペーパーで印刷するんじゃなくて、きちっと教材会社に頼んで印刷をして製本してもらおうという計画ですので2,000万かかると、そういう計画でございます。

山田委員 増えたというか、つみ上がったということですね。

指導課長 そういうことです。

委員長 つまり、6ページの中身ですね。

指導課長 そうですね。

山田委員 わかりました。

ごめんなさい、その関連、最後ですけれども、その6年生用が来年度の予算でまた手当てをします。5年生用については、その後のランニングというか、この毎年かかる経費というのは、開発費はこれで一応終わる。

指導課長 はい。その後の経費としましては、配るそのテキストの分になるんです。

山田委員 その印刷となると、そんな大きい金額ではないですね。

指導課長 はい。

八田委員 今の山田委員の質問でおおよそのことが理解できましたが、細かいところ恐縮ですが、もう一回教えていただきたいところがあります。「テキスト」と「DVD」と「その他など」と、そのほかのものがあるように書いていますが、それはどんなことを指しているの

でしょうか。DVDとテキスト以外に何があるのか、資料があればそれを示して具体的にその内容を説明していただけますか。

指導課長 資料の6ページにその辺は詳しくは書いてありませんので、資料をお持ちしました。

八田委員 ありがとうございます。

指導課長 今お配りしました紙にありますように、1番の開発する教材として、5年生用のプログラム自体にも、プログラムを組んでもらうものにもお金がかかりますし、それからテキスト、それから教師用の指導書、それからDVDも実は2種類つくりますので、文型編と文字編の分というふうになっております。

以上でございます。

八田委員 わかりました。

委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

山田委員 これは今回の議案の直接の資料ではなくて、今のは参考資料だと思いますので、ちょっと、共有著作権ということで、今後の例えばそのメンテナンスというか、バージョンアップというか、改訂というか、そういうことはどういうふうに想定されていくのか。

指導課長 共有著作権ですので、今回つくるものについては、将来的にもし販売とかができれば当然こちらにも利益が入るわけですが、それを手直しといいますか、バージョンアップしたりするということは、現在は考えておりません。「5年間英語」の計画については、来年度からの新しい指導要領が続く間はずっと通用するものと考えております。ただ、それがどの程度通用するとか、どの程度の効果を生むというのは、ほかの計画にもつくっているんですが、毎年度きちっとその効果は確認しなければいけないと思っています。そこで芳しくないものがもし出てきた場合には、やっぱりそこはバージョンアップせざるを得ないものというふうには考えておりますが、まだ計画とかそういうものには至っておりません。まだわからないと思います。

委員長 山田委員のご心配な点は、共有であるというところにちょっと心配がある。

山田委員 そうですね。余り心配しているわけじゃないんですが、どうなるのかな。例えば販売したときに、共有の著作権なら、著作権料のようなものは均等なのかどうか、そこら辺は、契約……

指導課長 それはもう契約……

山田委員 均等なのですね。

例えばそのバージョンアップをしたり、今回開発したりという費用は、教育委員会が出しているということですね。ただ、そのオリジナリティーは向こうにあるので、教育委員会のオリジナリティーではない。

指導課長 共有しております。要するに、その辺も共有するということで契約は結ぶ予定です。

山田委員 今後も恐らく共有で……。

指導課長 はい。

山田委員 その後、教育委員会が必要で例えばテキストを追加印刷したり、それからDVDを追加でつくったりするのは、教育委員会は教育委員会で独自に、独自にというか、自分のあれから要は製作費さえ出せばできていくと。

指導課長 そうです。

山田委員 そういうふうに契約しているわけですね。

委員長 今おっしゃった部分は、教育委員会として使用する部分であって、市販する部分じゃないから利益は生んでいないので、その部分は教育委員会の独自の判断でできるというご理解ですね。

指導課長 そうです。使用权は私たちが持っている。

委員長 仮にそのDVDや中身について、その共有者である一方が、大西先生が他の学校、他の市町村でオーケーした場合はどうかですね。

指導課長 それは販売というふうにみなされると思いますので。

委員長 そのときに松戸市もオーケーを出すかどうかですね。仮にオーケーを出して販売した場合には、印税や販売による利益はあるんでしょうけれども、問題は、他の市で、あるいは他の人に使用を認めるかどうかというときの意思決定、合意はどうするかですね。共有というのはそういう形で心配が出てくる。そういう意味では専門の人に伺ったほうがいいですね。

山田委員 DVD自体を声優まで入れてやっているやつをちょっとつくり直すというのは、多分相当大変になると思います。

委員長 大事なことは将来トラブルが生じないようにということです。せっかくいいものをつくっていただくわけですから、大西先生とはいい関係をつくっておいていただきたいと思います。

ほかにいかがですか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第47号についての質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第47号は原案どおり決定いたしました。

◎契約の締結について

委員長 次に、議案第48号「契約の締結について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育施設課長 教育施設課です。よろしくお願いいたします。

資料、議案48号「契約の締結」でございます。これは、和名ケ谷小学校の校舎の耐震改修工事の契約締結でございます。本事業は、松戸市議会の議決に付すべき契約に関する条例の第2条の規定による予定価格2億3,000万円以上の工事に該当することから、12月の定例会に議案を上程するものでございます。

工事の実施は、平成22年、23年の2カ年の継続事業として実施をいたします。

改修校舎は、資料3ページ、よろしくお願いいたします。

東校舎で、5階建て、4,224平米でございます。

工事内容は、耐震補強工事、外壁改修工事、そしてアスベスト囲い込み工事となっております。

耐震補強工事につきましては、1階から5階の校舎の制震ブレースを15カ所設置いたします。

なお、アスベスト工事につきましては、耐震工事を行うことによって影響を及ぼす2階部分のアスベスト改修工事を行うものでございます。

予定価格は、2億3,520万円ということでございます。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

議案第48号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 この改修工事の内容については、専門的な目で見ても必要なことであろうと思います

ので、特にその内容については問題はないんですけれども、これは実際工事をすると、実際、この間の授業等、グラウンド等についてはかなり動きが制約されるものかというのが1つ質問と、あと、その他耐震工事の進捗についても、これは金額が大きいのでこういう金額になってくるということですが、以前にも質問したかと思うんですけれども、耐震工事の進捗のパーセントについて教えていただきたいと思います。

教育施設課長 ここで契約は行いますが、実際の工事は来年の夏休み期間中というふうに考えております。それで、なるべく授業等に支障のないような方法で行っていきたいということを考えております。多少夏休み明けにずれ込むことがありますので、その辺はなるべく影響のないようなふうに考えております。

それと耐震の改修状況なんですけど、22年度末で予定しているのが、校舎で、小学校で42.7%、中学校で65.8%、体育館、小学校で72.7%、中学校で95.0%でございます。小・中全体で57.6%という進捗でございます。

川村委員 同じ質問です。改修促進計画はどの程度進んでいるかということを知りたいと思いました。

もう一つ、この入札に当たっては、小畑建設株式会社ですけれども、ほかにこれに応募した会社は何社ぐらいあるんですか。

教育施設課長 7社の入札でございます。1社が辞退しております。6社で一般競争入札で行いました。

川村委員 はい、わかりました。

委員長 よろしいですか。

川村委員 もう一つ。

委員長 はい、どうぞ。

川村委員 3ページ、アスベスト対策工事なんですけれども、これはできるだけ早く全校ができればいいと思いますが、今どのくらい残っていますか。

教育施設課長 小学校につきまして、廃校2校を含め44校ございますが、今後改修を必要とするところが36校ございます。中学校が、これも廃校1校を含め21校ございますが、今後改修が必要なところが12校ございます。高校が1棟ございます。

川村委員 できるだけ早く何とか改修してほしいと願っています。

山田委員 ちなみに、すみません、今回耐震改修工事をやる東校舎は築何年になるかおわかりでしたら教えていただきたい。耐用年数がどれぐらい残るといふ、それは正確にはわからな

いでしょうけれども、残っているのかということがわかれば。

教育施設課長 今回の校舎は、50年、51年、53年に建設された棟を実施いたします。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい、いいです」の声あり)

委員長 それでは、議案第48号の質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第48号を採決いたします。

議案第48号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第48号は原案どおり決定いたしました。

◎平成22年度末及び平成23年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針及び人事異動実施方策の制定について

委員長 最後に、議案第50号となりますが、時間は今5時5分前です。5時を過ぎることも予想されますが、審議を継続してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 継続ということで。

それでは、議案第50号をご説明願います。

学務課長 議案第50号「平成22年度末及び平成23年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針及び人事異動実施方策の制定について」提案させていただきます。

まず、資料の確認ですが、1ページ目が、これが提案のかがみでございます。2、3ページ目が、松戸市の人事異動方針と人事異動実施方策でございます。4ページ、5ページが、今年度と昨年度の人事異動方針及び実施方策の新旧対照表でございます。ごらんになってわかりますように、昨年のもので大きな変更はございません。後ろのページには、10月22日付で通知のあった千葉県の人異動方針と実施細目をつづってあります。県費負担教職員の人事異動でございますので、任命権者である千葉県教育委員会の策定した人事異動方針、実施細目に基づいて松戸市の人事異動方針、実施方策を定めました。あと、一番後ろの2ページなのですが、前回、教育委員会議で提案いたしました市立高校の人事異動方針に関連いたします県の高等学校の人事異動実施細目を添付してあります。前回の提案では、県の方針が示

されていない段階での提案でしたので、前の年の異動方針、実施細目を、それが変更ないという見通しで提案させていただきました。今回、22日付で来まして、内容、変更点をチェックしまして、大きな変更点はございませんでしたので、前回の提案で示しました高等学校の方針、細目については、それで提案をさせていただければというふうに思います。

それでは、本題に戻りまして、平成22年度末及び23年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針についてご説明をさせていただきます。

なお、遅い時間になっておりますが、小・中学校の管理職の登用、そして教員の異動の大事な案件でございますので、昨年度の平成21年度の人事状況も含めてちょっと細かく提案をさせていただきます。

委員長 はい、よろしく申し上げます。

学務課長 まず、2ページですが、松戸市立義務教育学校の教育振興を図り、市民からの信頼がより高められる学校運営が行われるよう県費負担教職員の人事を推進する。

県費負担教職員の任命権者である千葉県教育委員会の策定した人事異動方針、実施細目に基づいて推進する。

千葉県の方針にのっとり松戸市が進めていくことは基本になりますが、松戸市としての課題、あるいは願うところを具体的に松戸市の方針として、その後に示す1から7の(6)まで考えております。これについて具体的に説明させていただきます。

まず、1番、読ませていただきますと、千葉県公立学校職員人事異動方針・実施細目を徹底させ、積極的な人事異動を推進する。これが大原則になると考えております。

2番、千葉県教育委員会との連携を図りながら、松戸市における教育課題を解決する人事を推進する。千葉県下の各市町村によって課題は異なりますので、松戸市の課題解決に向けて人事異動を進めたいと考えております。

3番ですが、学校組織の充実刷新を図り、学校課題を解決するためにすぐれた人材の確保に努める。すぐれた人材の確保というのは、ここ数年、100名前後の新規採用教員が松戸市に配置されるようになっていきます。子供の急激な減少で教員が余っていた過去の時代には、教員を市外、管外に出さなければならなかったんですが、今は逆に市外、あるいは管外から松戸市に教員が採れる状況になりましたので、そういうところから優秀な人材を確保していきたい、そんなふうに考えております。

4番、教育効果を高め、時代の要請にこたえ、活力ある学校運営が行われるよう適材適所の人事を推進する。

5番ですが、校長の経営方針に基づいて特色ある教育活動が展開できるよう、校長の意見具申を重視する。校長の自立的な学校運営を実現するためには、教職員人事は大きな要素であると考えておりますので、校長の意見具申を丁寧に聞いてまいりたいと思っております。

6番の管理職関係ですが、今年度末、22年度末は18名の校長先生が定年退職を予定しております。それに伴いまして、多くの管理職新規登用が出ることとなります。そういう状況を踏まえて、(1)、(2)に示した方針を基本に登用を進めたいと考えております。

(1)時代の要請を先取りした経営の必要性を認識し、学校運営にリーダーシップを発揮できる者を登用する。松戸市では管理職につきましても、大量退職による大幅な交代期を迎えておりまして、管理職の新規登用に当たり、積極的に時代を先取りした経営をしていける管理職の登用を考えております。

(2)管理と教育指導にすぐれた適格者を登用するとともに、学校課題を積極的に改善する適任者の配置に努める。各学校が自校の課題を分析し、改善方策を積極的に推進できる管理職を配置していきたいと考えております。

(3)につきましては、新旧対照表にあるんですが、今年度より追加いたしました。副校長、主幹教諭については、教頭、教諭としての識見、勤務実績等を踏まえて適任者の登用に努める。実は松戸市では、平成21年度より、第一中学校に副校長、そして平成22年度より、同じく第一中学校に主幹教諭を配置しております。第一中学校では、新しい職の設置により、学校の管理体制、そして指導体制が充実したと報告を受けております。今後、第一中学校に限らず、適任者の登用に、これは県と協議の上ですが、登用に努めていきたいと考えております。

7番、一般教員ですが、教職員年齢構成の二極化に伴う長短を踏まえ、学校組織が活性する人事を推進するとさせていただきました。ここ5年間、毎年100名前後の新採教員が入った関係から、教職員の年齢構成のアンバランスが生じています。ちなみに具体的な数字で申し上げますと、松戸市の教員の年齢構成、小学校は20代が、新規採用が入った関係で20%に達しております。これは増加傾向です。そして、30代、40代、これ両方合わせまして30%、そして50代が50%、まだまだベテランが半数を占めているという状況です。ちなみに中学校では、20代が15%、これは増加傾向です。30、40代が35%、そして同じく50代がやっぱり50%、そういうように、小学校同様ベテランが半分を占めるという状況は変わっていません。各学校の教員年齢はさまざまです、若手中心の小学校というのも出てきております。あと、ベテランがなかなかかわらないという、ベテランの多い学校も多少出てきております。そう

いう各学校の年齢構成のバランスをとるような人事を少しずつ進めていきたいと考えています。

(2) 職員構成の適正化を図るとともに、新規採用教員及び中堅教員の積極的採用に努めるとさせていただきました。これも1と関連するんですが、松戸市の教員の平均年齢、これは小学校で43.3歳、去年は43.8歳、多少若返りました。中学校で44.6歳、去年は45.3歳でした。ここ新規採用教員が大量に採用されておりますが、まだまだ、先ほど申しましたように、50代が半数ということで、高齢化が解消された状況ではございません。新規採用教員の積極的配置に努めるとともに、先ほども申し上げた、30代、40代が少ないですので、その中堅教員の獲得に努めたいと考えています。中堅教員の補充は一朝一夕にできることではないんですが、他市との人事交流や、教職経験のある年齢の高い新規採用教員というのもありますので、そういったものを県と協議の上、配置していただくなど、県と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

次に、(3) 人事異動が組織を活性させることを踏まえ、同一校永年勤務解消を進める。これは松戸市におきましても、以前に比べ解消が進んでおりますが、この体制を適正に維持していきたいと考えております。

(4) 学校の配当定数、資格所有者の適正配置を進める。県の定める配置基準にのっとり、子供の数、学級数に応じて適正に配置していかなければなりませんし、資格所有者は、中学校でいえば教科免許の所有者、あるいは小・中学校では司書教諭の資格者、その司書教諭の資格を持った者を各小学校に配置しなければいけませんので、そういった者の適正配置に努めていきたいと考えております。

(5) 小・中・高等学校の連携を推進するため、小学校、中学校及び市立高等学校の人事交流を積極的に進めるとさせていただきました。これは、新旧対照表にありますように、市立高校との人事交流をさらに進め、松戸市全体の小・中・高等学校の活性化を図るために、「積極的に」という言葉を入れさせていただきました。意気込みをそこで入れさせていただきました。そこで、21年度末の人事なんですが、市立高校への人事異動は、小学校から1名、そして中学校から2名の教員が市立高校へ異動いたしました。3名とも、教科指導はもとより、部活の吹奏楽、野球、陸上部といったものを担当しております。非常に活躍しております。さらに、市立高校との人事交流により、小・中学校教員の能力開発や市立高等学校教育の活性化を図っていきたいというふうに考えております。その意味で、「積極的に」というのを本年度も続けさせていただきます。

(6) 特別支援教育の充実のための人事を推進するとしました。今年度は、小学校の7校に情緒障害の特別支援学級を新設いたしました。平成22年度、今年度、小学校に知的障害の学級を1学級つくりたい、あわせて、中学校に情緒障害の通級指導教室を新たに設置したいと考えています。今後、より多くの学校に、特別支援教育の核となるような支援学級の設置を進めていきたいと、そう考えております。その関係から、県の特別支援学校からの人事交流や特別支援学級の担任ができる教員を発掘していかなければならないと考えております。

続きまして、3ページ、実施方策についてご説明させていただきます。

昨年度と大きい変更点はございませんので、中心になる部分をご説明させていただきます。

まず、2番の(1)大量退職期を迎え、新規採用教員の計画的・積極的採用に努めるとさせていただきます。今年度、平成22年度は、71名の新規採用教員を配置しています。昨年は96名、一昨年95名、その前は110名、その前が103名と、5年間で100名前後入って、500名近くが入っています。こういった大量採用を可能にするのは、退職者がふえている状況にあるからでございます。今年度も、平成22年度の定年退職予定者は78名、これに希望退職も含めまして多分100名程度の退職者が出ます。それに伴った数の新採教員が配置されると予想しております。中堅教員の不足も大きな課題ですので、その年齢層を配慮した新規採用教員の確保に努めたいと考えています。

続きまして、(2)職員構成の学校間格差の是正に努める。若手教員が多数入る時代になったんですが、年齢構成からいって、先ほど人事異動方針で申し上げたとおり、教職員の年齢構成が二極化しておりまして、全体的にアンバランスな形になっています。その状況は学校によって差があるのが現実です。また、男性と女性の比率とか、教員の指導力を含めた資質についても考え合わせていかなければならないと思っています。その学校の状況、教員の状況をしっかりと把握した上で、バランスのとれた職員構成になるような人事を進めていきたいというふうに考えています。

(3)同一校7年以上勤務する者については、強力に配置がえを行う。昨年度と変わりありませんが、人事を停滞させないためには大事なことで、強い意気込みを持って取り組んでいきたいと思っています。

(4)新規採用者は3年間同一校で勤務することを原則とする。また、同一校5年以上勤務する者については、強力に配置がえを行う。昨年と変わりありません。このことは、教師としての力量を形成する上で、新採から同一校勤務が長くなることは好ましくないという、そういう考えから、校長先生方に強く意識していただこうと考えています。

(7) 司書教諭有資格者を適正に配置する。昨年まで「適正配置に努める」、これはそこを「適正に配置する」に変更いたしました。現在の教職員の司書教諭資格状況等を見まして、人事異動によりいなくなってしまうようなことはなくしていきたいと思っております。

3番、活力ある学校運営のための異動方策として、(3)教育活動が活性化するよう、他市町及び市立高等学校との人事交流を積極的に推進する。これはちょっと変えただけなんです。新旧対照表にありますように、昨年度は「他市町及び高等学校との人事交流を積極的に進める」と書いたんですが、市立高校との人事交流のほうが優先だろうというふうに考えております。そういった意味から「市立高校」というふうな表記にいたしました。

以上、長くなりましたが、教職員人事異動は、個々の教員の力量、意欲の向上に結びつくものであり、学校の活性化、改善に資するものと考え、市全体のバランスを考慮し推進していきたいと考えております。

委員長 どうもありがとうございました。

議案第50号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

なお、説明に入る前に学務課長から、10月の定例会議での、高等学校、市立松戸高校の人事異動方針について議論したことについて触れました。私のメモでは、県の内容が昨年の内容と大きく変更される場合は、11月の会議で再審議としたいというふうに記録されています。本日のご説明では、特に昨年の県の内容とことしの内容は違いがないので、10月の審議をもって、それで市立松戸高校の人事の内容にしたいと、方針にしたいということでありました。したがって、それは確定ということにいたしましょう。

きょうの議題は、市立小・中学校教職員の人事異動についてを審議したいと思います。いかがでしょうか。特にご質問等はございますか。

川村委員 それでは、異動方針の中の2番に、千葉県教育委員会との連携を図りながら、松戸市における教育課題を解決する人事を推進するというふうには書かれていますけれども、県の教育委員会と連携を密にしながらいくということについて質問します。具体的に今までどういう方法で行ってきているのか、具体的に説明していただけるとありがたいんですが。

学務課長 人事異動を進めるに当たりましては、学校の現状を一番よくわかっている校長先生から具申をいただいて、それを県にしっかりと伝える。学校の実情をわかっていた上で県の確定をお願いしているところです。まずは基本になるのは、学校長からの具申かなと思っております。

川村委員 それでは、校長さんの具申が十分に県のほうに反映されていますか。

学務課長 反映するように努力してきましたし、県のほうでも非常によく聞いていただいているものと認識しております。

川村委員 ぜひこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう一つは、管理職の登用の中で、県の中には、積極的に女性管理職を登用するというふうに書かれていますが、松戸の方針の中では書かれていません。これ、意図があるのですか。

学務課長 非常に厳しいご質問で、やはり男女を問わず力のある管理職が必要だと考えています。その背景には、松戸市は、千葉県全体、特に東葛管内におきましては、女性の管理職の登用率が非常に高い状況です。今年度の状況でいきますと、松戸市は18名の女性管理職がおります。柏市が14名、野田市5名、流山、我孫子方面、鎌ヶ谷2名と、松戸市は女性管理職の配置が多くなっております。女性だからといって登用してきたのではなく、やはり管理職として力のある方を登用した、それが女性の率が高くなったという、結果的にそうなったということで、そういう状況で、力のある管理職を登用したいと考えています。男性を優先するとか、そういう考えは全くございません。

川村委員 男性、女性、関係なく適任者ね。

昨年度、同じような質問をしましたが、中学校には女性の校長、教頭はいなかったのですが、今年度は中学校のほうに2名の教頭さんが登用されたということについては、本当にありがたいと思っています。感謝したいと思ひます。

委員長 それは激励ですね。質問じゃないですね。

川村委員 はい。

八田委員 定年退職者と希望退職者があるようですが、昨今の希望退職者の背景というか理由といったものがわかれば教えて下さい。

学務課長 昔から多かったのは、その60歳の定年を前にして58歳、57歳で、潮時かなということでおやめになる方が多いです。最近の傾向として、他県に新規採用で採用されて、3年、5年たった教員が、他県を受験して地元に戻っていくというのが結構増えてきています。千葉県は、東北、山形、秋田でたくさん教員を採用しておりまして、千葉県で5年くらいやって地元に戻るといった状況がございます。数にすると10名までいかないんですが、今後増えていくんじゃないかなというふうに予想しております。

学校教育担当部長 確かにこのごろ、八田委員ご指摘のように、中途退職者というのがかなり

の数出ています。その背景の一つとしては、積極的な意味では、60を迎える前に自分の第2の人生をスタートさせたいという、そういう人生設計を持って退職される方と、あとは、やっぱり親の介護をしなくてはならないというふうな、そういう家庭的な事情、介護だけではないんですが、そういう家庭状況によってやむを得ず数年残してやめざるを得ないという職員も結構多い。私の今まで接してきた学校ではそんなような状況でした。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

川村委員 それじゃ、もう一つ。

委員長 川村委員。

川村委員 新採が、毎年100名前後入ってきておりますね。現在、高い年代の50代と、それから20代、この二極化ですよね。特に若い教員を育てていくということは、すごく大事なことだと思います。これからの松戸の教育を背負っていくわけですから。よく私たちは新採者がどこの学校で指導されてきたかによって、その後の学校の指導においては随分左右されてきている部分があると思います。今年度は、この初任者指導の中で再任用された人たちは何名ぐらいいますか。

学務課長 新採指導は、再任用職員が担当いたします。多くは短時間勤務ということで、週3日、半分の時間で指導いたしますので、1人の再任用職員が2人の新採教員を見ます。それでいくと、70名程度だと30名ぐらいの新採指導のための再任用者がついております。特に新採指導につきましても、他市の学校で管理職をやられた方が松戸市に来られて、新採指導の役目を担っていただいております。管理職経験者ということで、非常にいい指導をしていただいていると思います。

川村委員 ぜひその新採、初任者を大事にしながら育てていってほしいと願っています。

学務課長 はい。ありがとうございます。

委員長 なるほど。川村委員の質問の内容、よくわからなかったんですが、お話を聞いていて、やっと理解しました。新しく教師になっていただいた人たちのための研修に、定年でおやめになった校長先生や教員の皆さんに、そのための特別の指導をお願いしている、それを再任用という言葉を使ってお話しになったわけですか。

学務課長 新採から1年間は、特別な指導教員がついて指導する形をとっております。フルタイムの勤務者だと4人の新採を見るような体制でやっています。再任用制度というのは、フルタイムの勤務を希望することもできるんですが、半分の勤務の短時間勤務というものができますので、それは再任用を希望される方がどちらかを選ぶんですが、新採指導については、

多くは、短時間勤務の方が半分の勤務時間で2人の新採者を1年間見て指導、実際に教室と一緒に入って授業を指導したり、あとは書類の整理の仕方、掃除の仕方、給食の配膳の仕方等を教えるとか、すべてのことを教えています。

委員長 その場合に、再任用で希望する人というのはどういう人がいるんですか。

学務課長 再任用につきましては、定年退職、60歳を迎えた方が65歳まで再任用を希望できるという制度となっております。

瀧田委員 女性管理職登用のことをお願いします。その一言があるかないかというのは、女性の中でも意識づけができますし、一つのネックになるんじゃないかと思います。なくなってしまうと、もう完成したという意識になりますし、いろいろな部門でかなり女性の登用というのを問題にしなくなっている現状があります。平成元年ぐらいの勢いから比べると、もう20年たっているからと、最近、そういう言葉が削られている傾向がいろいろなところにあります。私は、そのことに一種の危惧を感じているんですけども、その1項目があるかないかというのは、当事者にも意識をさせるということで、その1項目は削るに値しないと、入れるべきだというふうに私は思っています。今年度も無理であれば、また来年度、そういうことをもう一度検討していただいて、現状がこうだから入れなくていいということではなく、やはり入れるべきだと私は思っていますので、申しわけございませんがお願いします。

それから、2ページの2番目のところの松戸市における教育課題について、教育基本方針に書いてあることを中心に具体的に明示する大きな課題が多分あるんじゃないかと私は思うんですけども、教育長のはっきりしたご意見もあると思いますが、そのことを私たちは共通理解した上で教育課題に取り組んでいきたいと思えます。共通理解がないまま、こうだろう、ああだろうということで了承するというのは、私はちょっと不安なんです。さもないければ、私だけが課題が明確に見えないのか、ちょっとわからないのですが。教育委員会の中で確認を具体的にしておきたいと思ったので、教育長にお尋ねしたいと思っております。

教育長 別途平成23年に向かって、時間をとっていただいて話すほうがいいのかと思っています。

山田委員 今の教育長の意見にぜひ賛成で、例えば「5年間英語」とか、これは全国的な問題ですけども、松戸市のとらえ方としての教育課題だといえそうかもしれません。ただ、全然それだけじゃなくて、いろいろな教育政策方針があることだろうし、これは決して政治的な意味じゃなく、いろいろやっぱり選挙をこうやって繰り返していく中で、いろんな課題が、課題なのか、課題じゃないのか、いろいろ右往左往して現場が困ってはならないという

意味で、認識をどこがやるといったら、まずここが一番先だと思いますので、ぜひ教育委員会内部での議論を共通認識のほうに広げていただくということは、ぜひ機会をつくっていただければ。

瀧田委員 以上です。

学務課長 貴重なご意見ありがとうございます。

やはり言葉の使い方がちょっとあいまいな部分がありますので、その辺、ご意見いただきましたので、検討して次年度には反映したいというふうに思います。女性管理者登用のほうについても、貴重なご意見と受けとめましたので、わかりました。

委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。時間も押し迫っています。5時半を過ぎました。よろしゅうございますか。

(「はい、いいです」の声あり)

委員長 それでは、議案第50号についての質疑及び討論はこれで打ち切ります。

これより議案第50号を採決いたします。

議案第50号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第50号は原案どおり決定いたしました。

ただし、瀧田委員がおっしゃったようなこともありますので、細かいことについては、いずれこの場で意見交換するということをお願いしておきます。

◎報告事項

委員長 最後に、報告事項があります。

企画管理室長 続きまして、子育て担当部子育て支援課から説明してよろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

子育て支援課長 子育て支援課長の荒川と申します。よろしく願いいたします。

委員長 はい、お願いします。

子育て支援課長 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

本年度、子育て支援課の事業といたしまして、今お手元に配付させていただいております資料のとおり、松戸市放課後児童支援事業として、新たな事業を今年度開始させていただく

こととなりました。この事業につきまして、これまでの経過でございますが、まず資料の最後のほうに、次世代育成支援行動計画を添付いたしましたのでごらんください。これは昨年度に、支援行動計画として、今年度から26年までの5年間の事業計画として策定されたものでございます。こちらの中の2番目にある子供から広がる地域づくりというところで、新規拡大事業として位置づけられた地域放課後児童支援事業といたしまして、わくわく広場を実施いたすものです。この事業は、小学生が地域で安心して健やかにはぐくまれるように学習やスポーツ等の事業を行うもので、事業を今年度から具体的に進めさせていただくために、これまで教育委員会の企画管理室、学校等と協議をさせていただきまして、来年になりますが、1月からモデル事業として2校において実際の事業を展開させていただくこととなりました。

事業についてでございますが、資料の2枚目になります。この事業は、厚生労働省が所管いたします安心こども基金の地域子育て創生事業の補助事業として開始させていただくものでございます。仮称松戸わくわく広場モデル事業（案）とさせていただいておりますが、今年度、実際に実施するに当たりまして、こちらの名称が放課後キッズルームという形で決定いたしまして、その名称で進めさせていただくこととなっております。

目的につきましては、先ほどの次世代育成行動支援計画にある目的と同じものでございます。対象児童といたしましては、その実施する小学校の全児童を対象といたします。実施期間につきましては、週2回以上の開催で、平日の放課後からよい子のチャイムまでとなります。あと長期休業中と、土曜日とありますが、土曜日は今回の事業の推進では抜いております。実施する場合には、朝9時からよい子のチャイムまでということで実施をする予定でございます。

事業の内容といたしましては、小学生の安全な居場所の提供ということで、放課後の小学校において、さまざまな学びやスポーツ、遊び、文化活動等の機会を提供するというような形を予定しています。

類似事業として、放課後児童クラブがあり、各小学校44校に設置しております。放課後児童クラブでございますが、こちらは、保育に欠ける児童を夜までお預かりするということで、毎日実施をさせていただいております。そういったところとの連携もありますが、放課後児童クラブには、児童数、今、松戸市で2,000弱の子供たちが放課後児童クラブに入っております。しかしながらそれ以外のほとんどの児童、多くの児童については、放課後の安全な居場所というか、子供たちのための施策がなかったということで、やはりこの辺もありまして

この事業を展開させていただくところでございます。右側の費用につきましては、これは月決め1,000円とさせていただいております。これは教材費や保険料を含むとして書いてありますが、保険料等の精査を行いましたところ、月決めで500円で足りるであろうということで、登録されたお子さんのほうからは月額500円の利用料をいただくということにいたしました。

事業運営についてですが、社会福祉法人またはNPO法人等による市からの委託という形での事業運営ということになっております。委託する法人につきましては、公募により事業者を選定していくこととなりますが、どんな法人でもいいというわけにはいきませんので、選定の要件等、詳細に基準を設け、選定委員会をもって選定させていただくような形でございます。

その運営法人に対しましては、学校や放課後児童クラブとの連携が必要なので、連携推進委員を配置することということと、それから学習や学びのアドバイザー、この方達は深い専門性を要するものではありません。しかしながらだれでもいいというわけにもいきませんが、アドバイザーを配置をするということを求めています。それから、それ以外のやっぱり安全な見守りということで、ボランティアを活用していくというような形で予定しております。

次の資料でございますが、今回開始しますその居場所づくり事業と放課後児童クラブの違いを記載させていただいております。まず、対象となる児童が異なるということで、わくわく広場、仮称ですが、キッズルームといたしましたほうにつきましては、実施小学校の全児童が対象となります。放課後児童クラブというのは、保護者が昼間、家にいない、保育に欠ける児童ということで、1年生から3年生までということで規定されています。次に、大きく異なりますのが実施期間でございます。キッズルームは、週2回以上の開催、それから放課後からよい子のチャイムまでということで、短い時間ではありますが居場所の提供をするものです。入退室につきましては、新規事業のほうは自由となっております。ただし、これは必ず児童本人がスタッフに対してその出入りをきちんと伝えるように指導をし、どこに行ったかわからないというようなことにならないよう、法人の責任において児童を指導していくというような形で実施します。

この事業につきましては、数年前から放課後子どもプランとして文部科学省の事業で推進されていた事業がございまして、それと厚生労働省で新たに、同じような事業項目であります。補助事業として創設されましたので、今回、子育て支援課のほうで主導して実施させ

ていただくこととなりました。

参考までに他市の状況について資料につけさせていただいております。今回、松戸市においてはモデル実施ということで、1月から上本郷第二小学校、それから和名ケ谷小学校、この2校でまずスタートさせていただく予定でございます。一応、今年度3校実施ということで予算措置をしておりましたが、3校目につきましては、今、学校の校長先生と協議をさせていただきながら検討している最中でございます。

お手元に上本郷第二小学校で実施するご案内文を用意させていただいておりますが、上本郷第二小学校の場合には、実施が毎週火曜日と木曜日、実施場所は図書室ということで、図書室をメインルームとして使用させていただきます。内容につきましては、図書室において子供たちが自由に読書ができる時間を持たせるということと、場合によって読み聞かせ等の時間もとります。それから、子供によっては宿題や授業のわからないところを簡単に学習支援していくというようなことで、実施を予定しています。

和名ケ谷小学校におきましても同様な形での実施を予定しておりますが、学校の実情に合わせて、例えば校庭や体育館が使える、そういった場合には、そういうところでの遊びの指導であるとか、自由に遊ばせる時間をとるとか、そういったこともプログラムとして入れていく予定でございます。

以上、簡単ではございますが、概略という形で説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

委員長 どうもありがとうございました。

厚労省のプログラムで、このような市内用のモデル事業を松戸市でもいかがかということ。文科省がやっている放課後児童クラブとこことがどういうふうには今度は競合するのか……

子育て支援課長 放課後児童クラブとは競合するものではなくて、放課後児童クラブのほうは、保育に欠けるお子さんたちをお預かりするものですので、それとはまた別の事業として、普通、放課後になってうちに帰ったり、どこかで遊んでいたりとかという子供たちにその居場所を提供しようということ。あくまでもよい子のチャイムまで、今ですと4時半になります。暗くなる前くらいまではちょっと居場所を、それも大人の目のある、そういう居場所を提供してあげようということで、実際に放課後児童クラブに通っているお子さんたち以外に対する児童への提供事業として実施させていただくということでございます。

委員長 ご説明の内容はわかりました。これは審議事項ではありませんし、教育委員会の事業

内容ではないわけですが、学校の子供たち、児童にかかわることなのでご報告いただいたという理解でよろしいですね。

子育て支援課長 はい。

委員長 はい、わかりました。ありがとうございました。

◎その他

委員長 それでは、最後にその他に移りますが、何かございますか。

指導課長 指導課から1つ報告がございます。

委員長 お願いします。

指導課長 新聞等で報道されていますので、ご存知のとおり、桐生、それから本日の下貝塚、ニュース等で、いじめによる自殺という疑いというか、まだはっきりしていませんが、それを受けまして、実は文科省は10日に書類を、通知文を出したというのがなかなか県から届きませんで、私たちもやきもきしたんですが、きのう、けさの段階で、隣の市からもそういう事案がということで、あした緊急に小・中学校の校長先生方を集めて臨時校長会を開きまして、松戸市としてのその対策の内容について話し合おうかということにきょう決定しました。急でございましたけれども、一応ご報告させていただきます。

委員長 私もそれは気になっていました。皆さんも同じ気持ちだと思います。したがって、もし報告事項で何かなければそれを質問するつもりでございました。

もう一つは、インフルエンザが今、急にはやり出したということで、それについてもやっぱり気になっているところです。何か対応策はありますか。

保健体育課長 保健体育課でございます。

一応、インフルエンザは、本市におきましては、まず、個別の事例はございますけれども、集団ということは今ございません。あと、A香港型ということで、通常の季節性のインフルエンザという対応でおりますが、現在は大丈夫です。

なお、年度当初、昨年の反省を踏まえまして、各学校に消毒液並びに手袋、マスク等、数に限りはございますけれども、事前に配布済みでございます。

委員長 はい、わかりました。どうもありがとうございました。

学級閉鎖のニュースが出たものですから、気になりました。

そのほか何かございますか。

特になければ、それでは、事務局、次回の教育委員会会議についての日程をお願いします。

企画管理室長 じゃ、事務局より報告いたします。

平成22年12月定例会でございますが、12月16日の木曜日午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 はい、ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 確認いたします。

次回教育委員会会議は、12月16日木曜日午後2時から教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成22年11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 5時51分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員